

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 令和 年度分

令和 年 月 日 鶴田町長 あて		給（特 与別 徴収 義務 者）	所在地	郵便番号											特別徴収義務者 指 定 番 号			
			名 称											連絡者の係・氏 名・電話番号	係 氏名			
			代表者の 職 氏 名												電話 () - 番			
			法人番号															
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)		徴収済月	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日	異動の理由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	1月1日以 後、退職時 までの給与 支払額	退職手当 等の支払 額 (予定)				
フリガナ	(旧姓)		円		月分 から	円		円		.	1.退職(普・障) 2.転 勤 3.休 職 4.長 欠 5.死 亡 6.会社解散休業 7.住所誤報 8.	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人が納付) 1月1日以降の 退職者は、原則 一括徴収です。	円	円				
氏 名	年 月 日生				月分 まで							控除社会 保険料額	勤続年数					
個人番号												円	年					
住 所	電話 () - 番																	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合は、次の欄も記載してください。欄外（注2）は、重要事項です。

一 括 徴 収 の 理 由	給与又は退 職手当等の 支払予定日	一 括 徴 収 予 定 額	
1.異動が令和5年12月31日までで、申出があったため (月 日申出) 2.異動が令和6年1月1日以降で特別徴収継続の希望が ないため		支払予定日ごとの 徴 収 予 定 額	合 計 (上記(ウ)と同額)
一 括 徴 収 で き な い 理 由	・	円	円
1.異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の希望がないため 2.令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が 未徴収税額以下であるため 3.死亡による退職であるため	・	円	
一括徴収した税額は__月分で納入します			

退職者の未徴収税額については
一括徴収の方法にご協力ください。

◎転勤等による特別徴収届出書（欄外の注意書きを参照してください。）

月割額	円	給（特 与別 徴収 義務 者）	所在地	郵便番号											特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	鶴田町で作成した納入書は（必要・不要）です	
徴収し納入する。	月分 から		フリガナ											連絡者の係・ 氏名・電話番号	継続			
			名 称												係			
			代表者の 職 氏 名													氏名		
			法人番号															

(注1) 転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませた上、1月1日現在の所在地（課税地）の市区町村長に送付してください。
(注2) 1月1日から4月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
(注3) 1月1日から退職時までの給与支払額・控除社会保険料額を記入してください。